

令和5年9月26日

一関信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）における 適格請求書（インボイス）の発行について

一関信用金庫（理事長 菅原 一由）は、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）における適格請求書（インボイス）の発行につきまして、下記のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 領収書が発行されるお取引につきましては、領収書を適格請求書（インボイス）としてご利用いただけます。
2. 領収書が発行されない次のお取引を含む適格請求書（インボイス）につきましては、店頭での発行またはダイレクトメールによる定期発行（郵送のみ取扱い、6か月または12か月周期をご選択）をご利用いただけます。
ご依頼に際しましては、ご通帳とお届出印をご持参のうえ、お取引のある店舗にご来店くださいますようお願い申し上げます。

【領収書が発行されないお取引】

- (1) インターネットバンキング、ファームバンキング、ANSER（資金移動を含みます。）等サービスに係る基本手数料、振込手数料および口座振替手数料
- (2) 定額自動送金に係る振込手数料
- (3) 残高証明書継続発行に係る発行手数料
- (4) 貸金庫使用料
- (5) 夜間金庫利用料
- (6) でんさいネット手数料
- (7) その他、領収書が発行されないもの

※ATMに係る利用手数料、振込手数料および両替機の利用手数料におきましては、適格請求書（インボイス）の交付義務が免除されるため発行いたしません。ただし、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入額控除を受けることが可能となります。

※店頭での発行につきましては、当金庫所定の手数料を申し受けます。詳しくは、お取引のある店舗窓口までお問い合わせください。

以上

<本件に係るお問合せ先>

一関信用金庫 総合企画部経理課

電話 0191-23-6111（代表）

※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。